

2015年第1回定例会 一般質問と答弁

2015年2月20日

日本共産党港区議員団 熊田ちづ子

1. 介護保険制度の改悪について
2. 70才以上の高齢者の医療費無料化について
3. 高齢者の住まいについて
4. あいはーとみなとの建て替えについて
5. 精神障害者にも心身障害者手当を支給することについて
6. 緊急暫定保育室、(東麻布保育室)の認可保育園化について
7. 園庭やプールの確保など保育環境の改善について
8. 最後は、生活保護の削減をやめるよう国に求めることについて

最初の質問は

1. 介護保険制度の改悪についてです。

安倍政権は、2015年度から介護報酬を全体で2.27%引き下げます。前回に続く削減で現場からは不安の声が上がっています。介護職員の処遇改善と認知症や中・重度者対応は加算されますが、特養ホームや小規模デイサービスなどは4.48%も引き下げられます。特養ホームは大部屋一人分の基本料(1日510円減)は5.9%の減額となり、運営している事業所では大幅な減収となります。全国老人福祉施設協議会会長は、「現在でも特別養護老人ホームなどは赤字施設が3割で、そうした施設では、ボーナスカットや非正規雇用への切り替え、賃金を引き下げざるを得ない危機的状況に陥るおそれがある」と指摘しています。

厚労省は賃金については「処遇改善加算で月12,000円程度の賃上げを見込んでいると説明していますが、加算は介護職にしか適応できず、介護職以外の賃金は持ち出しになります。また、正社員化などの処遇改善などを行った

事業所を対象とするなどの条件もあり全体の処遇改善にはつながらないとの不安があります。東京都の介護職員の有効求人倍率は10.5倍まで急増し、10施設が1人の職員を奪い合う状況です。今でも人手不足で求人を出しても職員が集まらない状況が更に深刻になります。介護報酬が引き下げられたら「小規模の事業者はもうやっていけない」「大規模の事業者しか生き残れない」「せっかく職員を育てたのに大規模の事業所に移ってしまう」など事業者や従事者からは不安の声が寄せられています。

社会保障のためという理由で、消費税を引き上げておきながら、サービスの切り捨てや負担増をおしつけるなどとんでもありません。

介護保険の改悪はこれだけではありません。要支援1・2の方を介護保険制度からはずし、各自治体が行う地域支援事業に移行します。港区は2016年（H28年）4月から移行する方向です。新たな介護予防・生活支援サービスでは、比較的軽度なサービスが必要な人にはボランティアやNPO等多様な担い手によるサービスを提供できる仕組みを作るとしており、シルバー人材センターもサービスの担い手としていく考えも明らかにされました。

要支援者のサービス低下にならないよう区として取り組むべきです。

2014年5月に出した介護保険レポートでも指摘しているように、NPOやボランティアといった地域資源は十分ではありません。質の確保や環境を整えるには十分な時間が必要であり、移行期間中に移行できない場合は、移行期間を延長するよう国に求めるべきです。

要介護度の判定は、専門家による訪問調査、医師や福祉の専門家を交えた審査会で慎重に判断されています。介護を必要として申し込んでいる高齢者を要介護認定抜きで地域支援事業に振り分けることがないように介護認定を受ける権利を保障すべきです。以上3点について答弁を求めます。

介護保険利用者の利用料の2割負担についてです。

国は一定以上所得者の利用料を1割から2割に負担を押しつけ、2015年8月から実施する方向です。負担増になる世帯は合計所得金額160万円以上を基本とし、単身者で年金収入のみの場合は280万円以上、2人以上の世帯は346万円以上が対象です。

港区の試算では3割近い方が負担増になる試算です。介護を必要としている方にこれ以上の負担を押しつけたら、介護サービスを削るしかありません。本人

や家族に負担を押しつけることとなります。利用料の2割負担はやめるよう国に申し入れるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

最初に、介護保険制度についてのお尋ねです。

まず、要支援者へのサービスについてです。

介護保険制度の見直しにより、要支援1・2の人に対する予防給付の訪問介護、通所介護は、全国一律の給付事業から、区市町村が取り組む地域支援事業に移行します。

区は、移行後も引き続き、要支援者が介護事業所によるサービスの提供を継続して受けられるよう、対応してまいります。

また、ゴミ出し等の生活支援や運動、交流の場など、ボランティアやNPO、民間事業者等の多様な担い手によるサービスを提供できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、地域支援事業への移行期間を延長するよう国に求めることについてのお尋ねです。

介護保険制度の見直しにより、平成27年度から平成29年度までの3か年の間に要支援1・2の人が利用する予防給付の訪問介護と通所介護が地域支援事業へ移行することとされています。

区は、現在、国が定めた移行期間中である平成29年度までに移行する予定であり、地域支援事業への移行期間を延長するよう国に求めることは考えておりませんが、先行して平成27年度から移行する近隣区の実施状況等を参考に、区内介護事業者等と連携しながら準備を進めてまいります。

次に、要介護認定を受ける権利の保障についてのお尋ねです。

介護サービスを利用する際に必要な要介護認定の仕組みについては、基本的に変更はありませんが、国は、予防給付のうち訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行した後は、そのサービスのみを希望する場合に限り、例外的に、要介護認定を省略し、基本チェックリストにより、事業対象者としてサービスを受けられることとしました。

これにより、迅速にサービスの利用を開始することが可能となります。

区は、引き続き、利用者が希望する介護サービスを適切に選択できるよう努めてまいります。

次に、利用料の2割負担に関し国に申し入れることについてのお尋ねです。

国は、介護保険制度が安定的かつ持続可能なものとなるよう社会保障制度改革国民会議等での多面的な議論を踏まえ、介護保険制度の見直しもいたしました。

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくため、平成27年8月から一定以上の所得のある利用者の介護保険サービスにかかる自己負担割合を1割から2割へ引き上げることといたしました。

区として、利用料の2割負担を止めるよう国に申し入れることは考えておりませんが、区民に制度見直しの趣旨や内容を丁寧に周知してまいります。

2. 70才以上の高齢者の医療費無料化についてです

私たちはこれまで高齢者の医療費の無料化については何度も取り上げ、昨年の11月には緊急要望書を区長に提出しました。国は昨年の4月から新たに70才になる方から段階的に2割負担にしています。

健康寿命をのばすには早期発見早期治療が重要です。そのためには医療費の心配がなく早期に受診できることが一番です。区長は、「国が段階的な見直しを行っていることから70才以上の医療費の一部負担については、区独自に無料化することは困難である」との答弁をしています。

「日本一の福祉のまちづくり」をかかげる日の出町は、75才以上の医療費の無料化に続いて70才から74才の医療費助成制度を2月から実施しています。助成額は医療機関で支払った窓口負担（高額療養費で戻る分は除く）で2000円を超える額を助成します。日の出町の考えは「早期発見早期治療で重篤になる前に医療機関にかかってもらうことで高齢者の健康を保ってもらうことがねらいです」と話しています。2009年から実施している医療費の無料化で、後期高齢者の一人あたりの年間給付額は2010年度66万5,141円から2013年度は64万1,158万円に減っています。一方で同時期の

東京都全体の医療費は一人あたり80万2,538円から83万8,965円に増えています。医療費無料化の効果は明らかです。高齢者の健康増進のためにも医療費の無料化を実施すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、70歳以上の高齢者の医療費無料化についてのお尋ねです。

国は、平成26年4月以降、70歳から74歳までの被保険者について、特例措置により1割としていた一部負担金割合を、新たに70歳となる被保険者から、段階的に2割とする見直しを行っております。

これは、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図るために行っております。

これらのことから、70歳以上の高齢者の医療費について、区独自で無料化することは困難であると考えておりますが、健康診査や無料健康相談など既存の制度の周知に努め、高齢者の健康の維持増進を図ってまいります。

3. 高齢者の住まいについてです。

2013年5月に発表された港区政策創造研究所の「75歳以上高齢者を含む2人世帯の生活に関する調査報告書」では、住宅の困りごとで、「老朽化している」が19.7%、「家賃・税金の負担が大きい」16.5%、「階段の昇り降りが大変」とつづき、「いつまでここに住めるか不安」が1割を超えています。

一方、家主側も深刻で、孤立死などから高齢者の入居を制限するというものです。国土交通省が2010年、日本賃貸住宅管理協会の協力を得て実施した「民間賃貸住宅の管理状況調査」によると、複数回答で「単身の高齢者は不可」が40.6%、「高齢者のみの世帯は不可」が34.9%となっています。

港区の都営住宅の高齢者用の地元割り当ての応募状況は、募集1戸に対し83倍から102倍、区立の高齢者集合住宅（ピア白金、フィオーレ白金、はなみずき白金、はなみずき三田）の空き家登録数8名に対し抽選倍率は約15倍、入居できるのは年間で2名から4名です。

昨年10月に行われたシティハイツ芝浦（区営）は、21戸の募集に対し、370件の応募、350人に近い人たちが入れなかったこととなります。

私たちは、今までも高齢者住宅の必要性を述べ質問してきましたが、区は「民間事業者の参入を促進し、サービス付き高齢者向け住宅やグループホームの設置を進めてまいります」と答弁するのみです。

サービス付き高齢者向け住宅やグループホームを否定するものではありませんが、低所得者には家賃が高すぎて入れません。

高齢者の置かれている実態をふまえ、いきいき計画で中断した高齢者集合住宅を建設すること。答弁を求めます。

文京区は、来年度から高齢者の入居を受け入れる家主さんへの支援を打ち出しました。月最大2万円を補助するというものです。しかもシルバーピア住宅に配置されている生活協力員のような方（生活援助員）を登録物件の高齢者宅に派遣をするというものです。

高齢者を受け入れる家主さんへの支援策を行うこと。

高齢者世帯等居住安定支援事業を復活させること。

高齢者の民間賃貸住宅家賃助成を行うこと。

それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、高齢者の住まいについてのお尋ねです。

まず、高齢者集合住宅を建設することについてです。

区は、高齢者集合住宅を整備する予定はありませんが、高齢者の在宅生活を支えるために必要な、高齢者住宅が備える安否確認や生活相談などの機能に、さらに食事の提供サービスを加えたサービス付き高齢者向け住宅の整備をシティハイツ六本木の改築に併せて進めております。

また、認知症高齢者が日常的な援助を受けながら生活できる、認知症高齢者グループホームについても、今後、区内2箇所を整備する予定です。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、多様な住まいの確保に努めてまいります。

次に、高齢者を受け入れる家主への支援策についてのお尋ねです。

国の調査によると、家主が高齢者などの入居を制限する理由として、「家賃の支払いに対する不安」が多くなっています。

区では、民間賃貸住宅のあっせんを行う際に、保証人を見つけるのが困難な高齢者に対し、区と協定を結んだ民間保証会社への保証委託料の一部を助成しています。

引き続き、社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等と連携し、高齢者の住まいに関する現状の把握などに努めてまいります。

次に、高齢者世帯等居住安定支援事業についてのお尋ねです。

区は、平成3年度当時、住宅の取壊しにより高齢者等が立退きを求められていることが問題となっていたことから、住み慣れた地域での居住の安定を図ることを目的として、区内の住居に転居した場合、転居後の家賃等の一部を助成する事業を開始しました。

その後、社会状況の変化に伴い、当初の役割は果たしたものと判断し、新規受付は平成18年3月31日で終了したもので、同様の制度を再開することは、現在、考えておりません。

区では、今後とも、多様な住まいの確保に努めるとともに、民間賃貸住宅のあっせんや公的な住宅の案内などにより、丁寧に対応してまいります。

次に、高齢者の民間賃貸住宅家賃助成についてのお尋ねです。

区は、高齢者の多様な住まいの確保を進めるとともに、区立住宅の募集における優遇措置や民間賃貸住宅のあっせん、公的な住宅の案内など、住宅の確保に配慮が必要な高齢者に対する支援を行っております。

民間賃貸住宅に居住する高齢者に対して、家賃の一部を助成する事業は予定しておりませんが、今後も高齢者の多様な住まいの確保や支援に努めてまいります。

4. あいはーとみなとの建て替えについてです

あいはーとみなとは精神障害者地域活動支援センターとして、日常生活の支援や相談事業、各種講座、レクレーションなどを行い、障害者の社会復帰や自立に向けた支援を行っています。登録者も増え地域交流事業やレクレーションの参加者も増え、精神障害者にとって活動の拠点施設として大きな役割を果た

しています。「あいは一とみなと」の地域交流事業として月2回実施されているさおり織りは、機織り機が7～8台が並ぶといっばいで糸を取りに行ったりするのも大変とのこと。活動の場の整備が急がれます。

建物もすでに築50年を経過し老朽化しており、今回の障害者計画にも改築計画が示されました。改築に向けての早急な検討が必要です。通い慣れた場所が変わるだけで通所ができなくなるなど利用者への負担は大きいです。だからこそ時間をかけて丁寧に説明し理解してもらうことが必要です。そうしたことも考慮して、改築中の仮設場所の確保も現在の「あいは一と」の近くを確保すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、あいは一と・みなとの改築についてのお尋ねです。

まず、改築に向けた検討についてです。

あいは一と・みなとが設置されている建物は、建築後50年以上が経過し、老朽化が進んでおり、来年度から、改築の準備を進めてまいります。

改築に当っては、利用者やその家族、関係機関からのご意見を十分に反映し、精神障害者の社会復帰や地域生活を支援する施設となるよう、取り組んでまいります。

次に、改築中の仮施設についてのお尋ねです。

改築期間中の仮施設は、利用者への影響を考慮し、近隣住民との信頼関係を継続できる現在地の近くにおいて、設置するよう検討してまいります。

5. 精神障害者にも心身障害者手当を支給することについてです。

この問題は、機会あるごとに質問・提案してきました。この間の、予算委員会や決算委員会での質疑を通じて、理事者側の答弁には道理がないことがますます明らかになってきています。

すでに品川区、杉並区が実施し、足立区が今年4月実施を決めました。

障害者基本法では、障害者を身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身の機能の障害があるものとしています。ところが「港区心身障害者福祉手

当条例」では、精神障害者は除外しています。

この間の質疑で、区は「さまざまな精神障害者の施策を実施してきた」だから「手当の対象にしない」とのことです。精神障害者に対する施策を国も地方自治体も放置してきたからこそ法律ができ、遅れていた精神障害者施策に力を注ぐのは当然のことです。手当を支給しない理由にはなりません。

港区の主催で1月21日から26日まで国立新美術館で「障害児・障害者アート展」が開かれ、会場に「人々が『共に暮らす』ためには」との港区の掲示があり、「憲法は『法の下での平等』を定め、障害者基本法は障害を理由にした差別を禁止しています。」と書かれています。

今議会に、「港区心身障害者福祉手当条例の一部改正条例」が提案される予定です。これは、新たに54疾病が難病指定されたために、港区の障害者福祉手当条例の対象を拡大するものです。(さらに7月には300の難病が追加される予定です。)

なぜ、精神障害者だけを対象にしないのか理解できません。

精神障害者にも心身障害者福祉手当を支給すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、精神障害者への心身障害者福祉手当の支給についてのお尋ねです。

区は、精神障害者一人ひとりが地域で自立し、安定した生活を営んでいけるよう、あいは一と・みなとにおける相談機能等の充実や、就労の拠点づくり、区内2か所での精神障害者のグループホームの整備、心のバリアフリーの推進などの事業を行い、精神障害者を対象とした施策充実に、重点的に取り組んでおります。

現時点では、精神障害者を心身障害者福祉手当の支給対象に加えることについては、検討課題の一つと考えております。

《再質問1》

精神障害者への心身障害者福祉手当の支給について

《質問要旨》

精神障害者も早急に他の障害者と同様に心身障害者福祉手当の支給対象に入れるべき。

《区長答弁要旨》

障害者の方に対する施策については、それぞれの事情に応じて必要とされる支援を行うことを基本に、施策の充実を図っている。今後とも、精神障害者の方への施策の充実を図る中で、心身障害者福祉手当の支給対象に加えることについては検討課題の一つとさせていただく。

6. 緊急暫定保育室、(東麻布保育室)の認可保育園化についてです

2007年(H19年)から待機児解消の緊急対策としてスタートした緊急暫定保育室も2015年4月は10園に拡大され定員も1,547名になります。待機児解消としての役割は大きくなっています。暫定保育室のため開設期間が概ね5年間の契約で必要に応じて延長してきました。期限付きの保育室であることが保護者に不安を与えています。仮に再延長が決まったとしても事業者が代わるのではないかと不安もあります。職員にも同様の不安があります。安心して子どもを預け、働く方も安心できる職場にしていくためにも、条件の整っているところから区立認可保育園とすることが求められています。

飯倉小学校の跡地にある東麻布保育室は、最初の暫定保育室として2007年10月22日に開設しました。廃校になった飯倉小学校の跡地活用検討委員会での住民との協議の中で、子どもの施設として活用してほしいとの地域の強い要望を受けてスタートした経過があります。再延長した際も、事業者を変えないでほしいとの保護者らの運動もあり同じ事業者で現在に至っています。保育室も地域との連携を強めて地域との交流も強くなっています。保育室を利用する子ども達の姿が地域の人々を和ませています。

これまでの私たちの質問に対し、「緊急暫定保育室のあり方について今後、検討する」と答弁しています。

第2子の保育料の無料化でますます子育て世代は増えることが予想されます。保育園の需要は今後も伸びることになります。

条件の整ったところから認可保育園とすべきです。

とりわけ条件の整っている東麻布保育室の認可化を急ぐべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、緊急暫定保育施設についてのお尋ねです。

まず、認可保育園化についてです。

緊急暫定保育施設は、区立認可保育園を新設するまでの間、定員拡大を図るために先取りをする形で開設したものです。さらに、早期に待機児童解消を図るため、期限を設けて開設した施設もあります。

こうした設置の経緯や保育需要の動向等を踏まえ、緊急暫定保育施設のあり方について、平成27年度からの「子ども・子育て支援事業計画」において、待機児童対策として継続や認可化等も含めて、検討することとしております。

次に、東麻布保育室の認可保育園化についてのお尋ねです。

東麻布保育室の認可保育園化については、緊急暫定保育施設のあり方について検討する中で、課題としてまいります。

《再質問2》

保育士確保に関連しての緊急暫定保育施設の認可保育園化について

《質問要旨》

緊急暫定保育施設は、期間が限られているから安定した職員確保ができない。緊急暫定保育施設の認可保育園化を早急に検討していただきたい。

《区長答弁要旨》

全国的に保育士が不足していると言われる中で、区の計画している施設においても一部影響が出ている。そうしたことも含めて、今後の保育の供給、その体制について、子ども・子育ての事業計画を進める中で検討していく。

7. 園庭やプールの確保など保育環境の改善についてです

待機児童解消で認可保育園の誘致が進みビルの2階3階を使った私立認可保育園が大幅に増えました。2007年の私立の認可園4園から2015年4月は29園にまで拡大され、定員は225人から1,753人と7.8倍になりま

した。待機児童解消には大きな枠割りを果たしている一方で、区立の認可保育園と比べ、園庭がない、プール遊び場がない園が増えるなど、保育環境の格差が拡大しました。外遊びは子どもの成長や育ちにとって、とても重要です。私立の認可園は近くの公園を利用するなど苦労しています。新たな課題として深刻です。

昨年の第4回定例会での私たちの質問に対し、「区立認可保育園との合同によるプール利用や、スポーツセンター、公園などの区有施設の利用について利用あっせんなどの支援をおこなっています。今後も同様の支援を行っていきます。」と答弁しています。実際に区有施設を利用している私立保育園は9園です。

園庭のない保育園対策、プール遊びの場の確保を行うべきです、新たに設置する保育園は園庭やプール遊びの場の確保など保育環境の改善に全力で取り組むべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、保育環境の改善についてのお尋ねです。

まず、園庭などのない保育園対策についてです。

区では、今年度、園庭やプール遊びの場所のない私立認可保育園に対して、区立認可保育園との合同によるプール利用や、スポーツセンター、公園等の区有施設の利用について、利用調整などの支援を行っております。

昨年10月に各私立認可保育園の今年度の利用状況や来年度の利用希望について調査を行ったところ、来年度についても同様の支援を依頼されております。

今後も引き続き、私立認可保育園への支援を行ってまいります。

次に、新規設置園の保育環境についてのお尋ねです。

私立認可保育園を誘致する際に、都心における地域性から、独自に園庭等を確保することは難しい状況もあります。

区は、これまでも運営事業者にできる限りの確保を要請し、事業者としても、保育園に隣接する空きスペースを活用して、プール遊びを行うなどの工夫を行っております。

今後も、引き続き要請を行うとともに、区として早い段階から区有施設の具体的な利用希望などを把握し、近隣の区立認可保育園との合同によるプール利

用や、公園等の区有施設の利用調整をするなど、保育環境の改善を支援してまいります。

8．最後は、生活保護の削減をやめるよう国に求めることについて

生活扶助費は2013年8月、2014年4月、2015年の4月と3年連続で削減され、生活受給者に大きな負担を強いています。削減により大きな影響を受けているのは、区の試算で、夫婦と子ども2人世帯が4.7%の削減。次が障害者を含む2人世帯で2.6%の削減と、子育て世帯、障害者世帯が大きな影響を受けています。本当に弱いものいじめの削減です。

その上、政府は2015年度からは「住宅扶助」(2015年7月)と冬場の暖房費などをまかなう「冬季加算」(2015年11月)を減額する方向です。老齢加算の廃止、生活扶助費の引き下げに続く減額で、これらが実施されたら「国が保障する健康で文化的な最低限度の生活水準がどんどん引き下げられ、生活保護受給者だけでなく多くの国民に影響を及ぼします。

住宅扶助費は地域や世帯人数毎に上限月額が決められています。東京都の1級地で単身者は据え置かれ(53,700万円)ますが、2人世帯で現在の7万円が6千円減の6万4千円に減額されます。港区の場合は「個別の事情による配慮措置」が適応され、福祉事務所の判断で単身者も69,800円までは認められています。それでも基準内の住宅を探すことは困難です。現在の基準で住宅を借りている人も契約更新までは、現在の家賃を認めるが次の更新からは引き下げられた住宅を探さなければなりません。生活保護法で定める健康で文化的な最低限度の住環境の保障にも反する改悪です。

住まいは生活の基本です。区民実態を把握している区長として、生活受給者を窮地に追い込む住宅扶助費の削減、冬季加算の削減などやめるよう国に求めるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

最後に、生活保護の住宅扶助費と冬季加算の見直しをやめるよう国に申し入れることについてのお尋ねです。

住宅扶助費と冬季加算につきましては、国の社会保障審議会の生活保護基準部会において、生活保護世帯と一般低所得世帯の家賃や冬季の光熱水費の均衡が図られるよう検討した結果を踏まえ、今後、国がその責任に基づき、決定するものです。

区は、国に対し、住宅扶助と冬季加算の見直しをやめるよう申し入れることは考えておりませんが、引き続き、被保護者等からの相談に丁寧に対応するとともに、国の動向を注視してまいります。